

道路占用料徴収条例別表改正案

1級地：盛岡市、矢巾町 2級地：北上市、奥州市、滝沢市、金ヶ崎町 3級地：1級地及び2級地以外の市町村

現行単価				改正単価					
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料			1級地	2級地	3級地	
			1級地	2級地	3級地				
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	390	370	360	500	470	470	
	第2種電柱		610	560	560	770	730	720	
	第3種電柱		820	760	750	1,100	990	970	
	第1種電話柱		350	330	320	450	430	420	
	第2種電話柱		560	520	520	720	680	670	
	第3種電話柱		770	720	710	980	930	920	
	その他の柱類		35	33	32	45	43	42	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	4	3	3	5	4	4	
	地下に設ける電線その他の線類	1年	2	2	2	3	2	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	350	320	320	440	410	410	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	210	200	190	260	260	250	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	700	660	650	890	850	840	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		300	280	270	370	360	350	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	2,100	860	730	2,300	840	760	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	700	660	650	890	850	840		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1mにつき1年	15	14	14	19	18	17	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		21	20	19	26	26	25	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		32	30	29	40	38	37	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		42	39	39	54	50	51	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		63	59	58	80	76	76	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		85	79	78	110	100	100	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		150	140	140	190	180	170	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		210	200	190	260	260	250	
	外径が1メートル以上のもの		420	390	390	540	500	510	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			700	660	650	890	850	840	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	AIに0.005を乗じて得た額			AIに0.005を乗じて得た額			
		階数が2のもの	AIに0.008を乗じて得た額			AIに0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	AIに0.010を乗じて得た額			AIに0.010を乗じて得た額			
	上空に設ける通路		1,100	430	370	1,100	420	380	
地下に設ける通路		640	260	220	670	250	230		
その他のもの		700	660	650	890	850	840		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	21	9	7	23	9	8	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	210	86	73	230	84	76	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	210	86	73	230	84	76
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	2,100	860	730	2,300	840	760
	標識		1本につき1年	560	520	520	720	680	670
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	21	9	7	23	9	8
		その他のもの	1本につき1月	210	86	73	230	84	76
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	21	9	7	23	9	8
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	210	86	73	230	84	76
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,100	860	730	2,300	840	760	
	その他のもの		1,100	430	370	1,100	420	380	
政令第7条第2号に掲げる工作物			表示面積1㎡につき1年	700	660	650	890	850	840
政令第7条第3号に掲げる施設			AIに0.034を乗じて得た額			AIに0.033を乗じて得た額			
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	210	86	73	230	84	76
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				70	66	65	89	85	84

道路占用料徴収条例別表改正案

1級地：盛岡市、矢巾町 2級地：北上市、奥州市、滝沢市、金ヶ崎町 3級地：1級地及び2級地以外の市町村

現行単価				改正単価				
占用物件		単 位	占用料			1級地	2級地	3級地
			1級地	2級地	3級地			
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額			Aに0.023を乗じて得た額		
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額			Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			Aに0.008を乗じて得た額		
	階数が3以上のもの	Aに0.010を乗じて得た額			Aに0.010を乗じて得た額			
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額			Aに0.033を乗じて得た額			
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		規定なし(本県該当なし)			規定なし(本県該当なし)		
	その他のもの							
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額			Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額			Aに0.033を乗じて得た額		
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額			Aに0.033を乗じて得た額			
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		規定なし(本県該当なし)			規定なし(本県該当なし)		
	上空に設けるもの							
	その他のもの							